

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《地域別最低賃金が改定されました》

厚生労働省より、令和元年度の地域別最低賃金の改定について発表がありました。最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類がありますが、今回は**地域別最低賃金**の改定になります。

地域別最低賃金は4年連続で3%越えの引き上げが続き、東京都、神奈川県では最低賃金額が全国で初めて1,000円台になりました。

《都道府県別最低賃金（時間額）》

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県
最低賃金額	1,013円	926円	1,011円	923円	835円	853円	849円
発効年月日	R1.10/1	R1.10/1	R1.10/1	R1.10/1	R1.10/6	R1.10/1	R1.10/1

《ご注意ください》

- この最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。
- 本社所在地ではなく、勤務地の最低賃金が適用されます。
- 「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外・深夜・休日手当」「臨時または1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いた金額が最低賃金額以上でなければなりません。
- 一部の鉄鋼業や製造業、出版業や小売業等には別途、産業別最低賃金が適用されます（都道府県によって適用範囲や額が異なります）。ただし、産業別最低賃金よりも地域別最低賃金の方が上回る際は、地域別最低賃金が適用されます。

《最低賃金額以上となっているか確認する方法》

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうか調べるためには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金
日給の場合	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金
週給、月給などの場合	賃金額を時間当たりの金額に換算した額 \geq 最低賃金

※産業別最低賃金は、例年通りであれば12月頃に改定されます。こちらにつきましてもわかり次第ご連絡いたします。

【36協定届の新書式について】 時間外労働の上限規制の法改正に伴い、36協定届で定める事項が変わりました。大きな変更点は下記の通りです。～中小企業は2020年4月届出より適用～※大企業は2019年4月届出より適用済

- 労働保険番号・法人番号の記載欄が追加されました。
- 「所定労働時間を超える時間数（任意）」の欄が設けられました。
- 「時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月を平均して80時間を超過しないこと」という記載に、チェックボックス が設けられました。
※チェックが無い場合は、有効な協定届とはなりません。
- 以下のものは、様式が異なるので、お気をつけください。
 - 時間外労働の上限規制適用が猶予されている「**建設事業**」「**自動車運転の業務**」「**医師**」「**鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業**（2024年3月31日まで猶予）⇒様式第9号の4
 - 時間外労働上限規制の適用が除外されている「**新技術・新商品の研究開発業務**」⇒様式第9号の3
- 特別条項付き36協定は**2枚組の別様式**になりました。
- 特別条項付き36協定を締結する際は、「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」「限度時間を超えて労働させる場合における手続」、「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」に関わる記載欄が追加されました。